⑶　次に掲げる一般競争参加資格の条件のうち、単体は①及び②の決定、異工種建設工事共同企業体の構成員は該当する決定を受けている者であること。

①　関東地方整備局（港湾空港関係）における空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,250点以上の者であること。(⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、客観点数が1,250点以上の者であること。)

②　関東地方整備局（港湾空港関係）における港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,100点以上の者であること。(⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、客観点数が1,100点以上の者であること。)

⑷①　単体有資格業者にあっては、平成13年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

また、経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。

ア）航空機離発着回数10万回／年以上の供用中の空港において、「空港土木施設」※に係る工事を施工した工事

イ）外径1,300㎜以上の鋼管杭の打設を施工した工事

ウ）鋼橋の製作及び架設した工事

上記、ア)、イ)、ウ）は別件でもよいものとするが、全ての実績を有すること。

※空港土木施設とは、滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路、駐車場、空港用地（のり面、排水施設、護岸)、重要な構造物（橋梁、函渠）とする。

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５条第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計(以下、「工事成績評定点」という。)が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

②　異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、上部工（床板工、橋梁付属物工のうち、排水装置工、床版間詰めコンクリート工、桁端間詰めコンクリート工、地覆工、舗装工、防水工、付属物)、仮覆工、土工、撤去工、舗装工、排水工、ケーブルダクト工、擁壁工、標識工、緑地工、基礎工、仮設工及び調査工を担当する者（空港等土木工事の客観点数が1,250点以上の者）にあっては、平成13年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

ア）航空機離発着回数10万回／年以上の供用中の空港において、「空港土木施設」※に係る工事を施工した工事

イ）外径1,300㎜以上の鋼管杭の打設を施工した工事

上記、ア)、イ）は別件工事でもよいものとするが、全ての実績を有すること。

※空港土木施設とは、滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路、駐車場、空港用地（のり面、排水施設、護岸)、重要な構造物（橋梁、函渠）とする。

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、上部工（床板工、橋梁付属物工のうち、排水装置工、床版間詰めコンクリート工、桁端間詰めコンクリート工、地覆工、舗装工、防水工、付属物を除く）を担当する者（港湾等鋼構造物工事の客観点数が1,100点以上の者）にあっては、平成13年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

ア）航空機離発着回数10万回／年以上の供用中の空港において、「空港土木施設」※に係る工事を施工した工事

イ）鋼橋の製作及び架設した工事

上記、ア)、イ）は別件工事でもよいものとするが、全ての実績を有すること。

※空港土木施設とは、滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路、駐車場、空港用地（のり面、排水施設、護岸)、重要な構造物（橋梁、函渠）とする。

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。

なお、異工種建設工事共同企業体により参加する者は、分担工事ごとに主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。(詳細は入札説明書による。)

②　単体有資格業者にあっては、１人の者が、平成13年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)

また、経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が下記の施工経験を有していればよい。

ア）供用中の空港において、「空港土木施設」※に係る工事を施工した工事

イ）鋼管杭の打設を施工した工事

ウ）鋼橋の製作及び架設した工事

上記、ア)、イ)、ウ）は別件工事でもよいものとするが、全ての実績を有すること。

ただし、監理技術者一人で全ての実績を満たさない場合は、当該監理技術者以外の複数の主任技術者の実績でもって全ての実績を満たすものとみなす。

なお、主任技術者は当該工事の施工期間のみに専任を要することとする。

※空港土木施設とは、滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路、駐車場、空港用地（のり面、排水施設、護岸)、重要な構造物（橋梁、函渠）とする。

なお、当該施工経験が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、上部工（床板工、橋梁付属物工のうち、排水装置工、床版間詰めコンクリート工、桁端間詰めコンクリート工、地覆工、舗装工、防水工、付属物)、仮覆工、土工、撤去工、舗装工、排水工、ケーブルダクト工、擁壁工、標識工、緑地工、基礎工、仮設工及び調査工を担当する者にあっては、１人の者が、平成13年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)

ア）供用中の空港において、「空港土木施設」※に係る工事を施工した工事

イ）鋼管杭の打設を施工した工事

上記、ア)、イ）は別件工事でもよいものとするが、全ての実績を有すること。